

京 都 大 学 国 際 交 流 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 国際交流会館に、次の会館を置く。</p> <p>本館            吉田国際交流会館            宇治分館            おうばく分館            みささぎ分館            百万遍国際交流会館            岡崎国際交流会館</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 国際交流会館に、次の会館を置く。</p> <p>本館            吉田国際交流会館            宇治分館            おうばく分館</p> <p>百万遍国際交流会館            岡崎国際交流会館</p> <p>附 則 (令和4年達示第80号)            この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p>